

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)10月26日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】被相続人Aが死亡しその子XがAのY銀行の預金債権から法定相続分の支払を求めたところYがこれを拒否したため,その支払及び慰謝料等の支払を請求した事案。預金分割払戻請求のみ認容した原審に対しXが控訴,払戻と共に弁護士費用も一部認容した(平成26年3月20日大阪高裁平成25年(ネ)第3130号)

【2】信用保証協会Yは,銀行Xと信用保証契約を締結し,Xが訴外会社に行った貸付について保証したが,同社が反社会的勢力関連企業であることが判明したためXからの保証債務履行請求に対し錯誤による無効を主張して争いその主張が認められた事例(平成25年8月13日東京地裁平成24年(ワ)第26481号)

【3】小学3年生の担任教諭である原告が,担当児童の母親及び父親が教育委員会において原告の名誉又は名誉感情を毀損する発言をされ精神的苦痛を受けたとして慰謝料の支払を求めた事案。本判決は名誉感情を毀損する言動について認定し損害賠償を一部認容した(平成26年10月17日横浜地裁平成23年(ワ)第5188号)

【4】X社(マンション管理業)を退職した従業員ら(Y1~3)が,Xと同種の会社を設立し競業を行った事案で,著しく信義を欠く等正当な自由競争として許容される範囲を逸脱した場合は不法行為に当たるとして,民訴法248条を適用し損害額を算定した事案(平成27年2月12日東京地裁平成25年(ワ)第14127号)

(商事法)

【5】靴等を製造するイタリア法人Xと販売会社である日本法人Yは独占的製品供給契約を締結したが,Yの注文額が両者の合意より少なかったとしてXは違約金の支払,予備的に逸失利益の支払等を請求した事案。本判決は予備的請求の元本のみ全額支払を認容(平成27年2月13日東京地裁平成25年(ワ)第30872号)

(知的財産)

【6】論文の著作者(原告)は,Y1Y2が原告論文を盗用・剽窃したとして著作権侵害,著作者人格権侵害に基づき,またY1の勤務する大学院を運営する被告学園に対して使用者責任に基づく慰謝料等を請求した。氏名表示権の侵害は認め,使用者責任は否定した事例(平成27年10月6日知財高裁平成27年(ネ)第10064号)

【7】インターネットのショッピングモール「楽天市場」を運営する被控訴人に対し,特許法100条1項に基づき被告製品の製造販売等の差止を請求した事案で,被控訴人が自ら販売しているということとはできないとして,差止請求が棄却された事例(平成27年10月8日知財高裁平成27年(ネ)第10097号)

【8】実用新案登録無効審判の請求人である原告が本件考案の相違点に係わる構成が,当業者が極めて容易に考案し得たとはいえないとして審判請求を不成立とした審決の取消を求めたところ,相違点に係わる本件考案の構成とするのは極めて容易として審決を取り消した(平成27年10月22日知財高裁平成27年(行ケ)第10024号)

【9】人気アイドルグループの写真を無断掲載した書籍を出版・販売したYに対して,同グループのXらがパブリシティ権及び肖像権侵害に基づき損害賠償・出版・販売の差止・廃棄を請求。パブリシティ権のみの侵害を認め損害賠償請求・出版・販売の差止・廃棄を認容(平成25年4月26日東京地裁平成21年(ワ)第26989号)

(民事手続)

【10】債務者が債務弁済をしている場合でも,全く返済の見込のない借入れや商品の投売等で資金を調達し延命を図っているような場合は支払不能であるとされ,それを知って受けた債務弁済が破産管財人によって否認された事例(平成26年5月23日高松高裁平成24年(ネ)第550号)

【11】被告が中華人民共和国で製造販売している製品を日本の商社Aへ販売する行為は,原告の特許を侵害する被告とAの共同不法行為を構成するとして損害賠償を請求した事案で,日本国内に不法行為地があったとはいえないとして管轄を認めず,請求を却下(平成27年4月28日東京地裁平成26年(ワ)第5011号)

(刑事法)

【12】少年が被害者に傷害を負わせた傷害保護事件において原審が一般短期処遇勧告付保護観察処分にしたところ、少年側がそれを不服として抗告を申し立てた事案。抗告審は原審には一部事実誤認はあるものの原決定に影響を及ぼすほどのものではないとして抗告を棄却(平成26年9月2日東京高裁平成26年(く)第417号)

【13】平成15年鹿児島県議選に関し公職選挙法違反で被疑者となり取調を受け不起訴となった7名が、捜査に違法があったとして鹿児島県に国家賠償を請求した事案。3名については捜査の違法を認め慰謝料等の支払を命じたが、その余の原告については請求を棄却した(平成27年5月15日鹿児島地裁平成18年(ワ)第772号)

(公法)

【14】権利能力のない社団の理事長及び専務理事の地位にあった者が当該社団から借り入れた債務の免除を受けることにより得た利益が所得税法28条1項にいう賞与または賞与の性質を有する給与に当たるとして、債務免除益が否定された事例(平成27年10月8日最高裁平成26年(行ヒ)第167号)

【15】米国ハワイ州の銀行に預け入れられている共同名義の預金に関して、共同名義人が死亡した場合、相続についての準拠法は日本法だが、相続財産の権利の属性についてはハワイ州法が適用され、同預金は生存名義人に移転し相続財産とはならないと判示(平成26年7月8日東京地裁平成24年(ワ)第17988号)

(社会法)

【16】退職勧奨及び自宅待機命令を受けた後解雇された被上告人が解雇の無効、業績連動型報酬(IPC報酬)の不支給に対する損害賠償、同報酬の支払等を求めた事案。原審は解雇の無効、IPC報酬の一部支払を命じたが、本判決は同報酬の支払請求については棄却した(平成27年3月5日最高裁平成25年(受)第1344号)

【17】原告の通信カラオケ機器を原告への利用料支払を回避できるように改造し同機器を販売した被告に対し、不正競争防止法2条1項11に基づき損害賠償を請求した事案。本判決は機器の販売で得た利益と弁護士費用を合算した額を原告に支払うよう命じた(平成27年9月30日東京地裁平成26年(ワ)第24118号)

(その他)

【18】Yの債務整理を受任した司法書士Aが、貸金業社Xに対し受任通知を出したが、Xによる貸金返還訴訟提起前に消滅時効期間が経過した。Aの消滅時効援用につきXは信義則違反を主張し、原審は同主張を認容。控訴審では原審を取り消しXの請求を棄却した(平成25年6月10日東京地裁平成25年(レ)第116号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 大阪高判平成26年3月20日 金法2026号83頁

平成25年(ネ)第3130号 預金払戻等請求控訴事件(原判決一部変更・請求一部認容)

本件は、被相続人AがY銀行に開設した普通預金に係る預金債権について、Aの死亡による相続開始により法定相続分2分の1の割合で預金債権を分割取得したX(Aの子)が、Y銀行に対し、その預金残高130万0628円の2分の1である65万0314円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、Y銀行が預金の分割払戻を拒絶したことから、当該拒絶行為が不法行為を構成するとして、慰謝料10万と弁護士費用10万円との合計20万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。原審は、預金分割払戻請求を認容し、損害賠償請求を棄却した。これに対し、Xが損害賠償請求を棄却した部分を不服として控訴した。

本判決は、Y銀行において、Xが代理人弁護士を通じて預金の分割払戻請求をした時点で、同弁護士が送付した文書(戸籍謄本、Aの遺産分割に係る家庭裁判所の審判書、その即時抗告審の決定書と確定証明書の各写し等)により、Aの死亡による相続開始によりXが法定相続分2分の1について当然にA名義の普通預金を分割取得し、法律上、Xの預金分払戻請求を拒むことができないことを十分認識しながら、後日の紛争を回避したいとの自己都合から他の法定相続人の同意ないし意思確認ができない限り、預金分割払戻請求には応じられないという不合理な理由で頑なに拒絶し、殊更故意にXの預金債権に対する権利侵害に及び、Xをして本件訴訟の提起並びにその追行に要する弁護士の選任及び弁護士費用の負担を余儀なくさせ、財産上の損害を与えたのであるから、上記預金分割払戻請求があった日からさらに払戻手続に要するであろう期間2か月程度が経過した時点で、単なる債務不履行の域を超えて不法行為が成立すると判断して、X主張の損害のうち弁護士費用7万円及びこれに対する遅延損害金の限度で損害賠償請求を認めた。

(2) 東京地判平成25年8月13日 判例タイムズ1415号292頁

平成24年(ワ)第26481号 保証債務履行請求事件(請求棄却、控訴(後控訴棄却、確定))

信用保証協会Yは、銀行Xとの間で信用保証契約を締結し、Xが訴外会社に対し行った貸付について保証したが、後日、同社は暴力団組長の妻が代表取締役であり同組長が株式の過半数を保有している反社会的勢力関連企業であることが判明したため、Xからの保証債務履行請求に対し、錯誤により保証契約は無効である等として争った。本判決は、上記信用保証契約が、平成19年6月19日付の犯罪対策閣僚会議幹事会による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」公表後、信用保証協会が反社会的勢力関連企業を排除するための手引きやパンフレットを公表するなどしていた時期に締結されていること、信用保証協会が公的性格を有する法人であること、保証契約の条項中にも反社会的勢力関連企業を排除する旨の規定が設けられていたこと等から、主債務者が反社会的勢力関連企業でないことは法律行為の要素であったとし、錯誤無効を認め、Xの請求を棄却した。

(3) 横浜地判平成26年10月17日 判例タイムズ1415号242頁

平成23年(ワ)第5188号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

小学校3年1組の担任教諭であった原告は、同組の児童Zの母Y1及び父Y2に対し、教育委員会において原告の名誉又は名誉感情を毀損する発言(Y2「この担任は、妻が言うには、二重人格、多重人格なんですね」「電話ではやくざみたいだったというんですね」「差別する。暴行する。」「陰湿なんですかこの担任は。跡の残らないところを選んで叩いているんですね。目つきが悪いんですね。」等)をして精神的苦痛を与えたとして連帯して慰謝料の支払を求めた。本判決は、経緯として、原告がZに対し体罰を加える等した事実を認められないとした上で、上記Y2の発言について、その内容は原告が違法な指導を行う人物であるとの印象を与えるおそれがあると言えるが、本件では、同発言を聞いた教育委員会職員らは原告が違法な指導を行っていないと結論付けた上でY1による要求(担任の変更)を拒否していることから、同職員らが原告に対し同印象を持つとは言えず、守秘義務があることから伝播可能性もないとして名誉毀損は成立しないとしたが、Y2の上記発言は、教師に対する人格攻撃に及ぶなど担任教師が受忍すべき限度を超えたものであるため、人格的利益である名誉感情を毀損するとし、上記発言が人事に関する職務権限を有する教育委員会にてなされたこと、原告に真相を確認しないまま教育委員会に対し執拗に抗議を続けた一環としてなされたこと等を考慮し、損害賠償(5万円)を認めた。

(4) 東京地判平成27年2月12日 判例時報2265号59頁

平成25年(ワ)第14127号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Y1ないしY3は、マンション管理等を業とするX社の従業員であったが、Y1は、平成24年7月、Y4社を設立し(代表者Y1)、同年8月X社を退社した。Y1は、その後、X社の取引先であったマンション管理組合等にX社との管理委託契約を打ち切らせ、Y4社に契約を切り替えさせることを企図し、平成25年1月頃までに、管理組合の理事等を訪問したり、理事会に出席

する等したほか、Y2、Y3が同席し、説明することがあった。なお、Y2、Y3は、平成24年12月末、X社を退職した。管理組合の中には、Y4社との管理委託契約に切り替えたところがあり、X社は、Yらに対して、管理委託業務の逸失利益(2年間分)の損害賠償を請求した。

Y1らの共同不法行為の成否について、本判決は、Y1ないしY3の諸活動を認定し、Y2、Y3の競業避止義務違反を認め、Y1の不法行為については、退職後であり、競業避止義務を負わないとしたものの、原則として使用者と同種の会社を設立し、自由に経済活動を行うことができ、使用者の取引先に対して交渉を行うことも自由競争として許容されるが、その方法が著しく信義を欠くなど正当な自由競争として許容される範囲を逸脱した場合には、不法行為に当たるとした上、Y1の説明(X社について、不透明な決算があること、丁川グループのマンション販売会社による巨額な支払遅延の発生によりX社の業務に不履行が生じたこと、従業員の多くが退職予定であり、以後の業務遂行には重大な懸念があることなどを説明した)等が不法行為に当たるとし、さらにY2、Y3と共謀が認められ、Y1が代表者であるY4社とも共同不法行為が認められるとし、X社の管理委託契約にかかる逸失利益については、請求額4831万1716円(2年間の売上高から売上原価を控除した粗利高計)に対し、契約更新の期待の利益が侵害されたがその額の立証は極めて困難であるとして、民訴法248条を適用し、900万円を損害額として算定し、請求を一部認容した。

【商事法】

(5) 東京地判平成27年2月13日 判例時報2265号47頁

平成25年(ワ)第30872号 違約金請求事件(主位的請求棄却、予備的請求一部認容・一部棄却)

「MH WAY」のブランド名で靴等を製造販売するイタリア法人X社は、日本法人Y社との間で、平成22年から交渉を開始し、平成23年2月、X社がX製品を継続的に供給し、Y社が日本等で独占的に販売する旨の独占的製品供給契約(本件供給契約)を締結した。本件供給契約には、Y社はX製品をその年の最低購入注文金額分購入する(平成23年:500万円、平成24年:1000万円、平成25年:1500万円)、90日前までに通知することによって契約を終了・解約し得る、旨の条項があった。しかし、Y社が注文した金額合計は、の金額よりも不足していた(平成23年:23万9246円、平成24年:894万4773円、平成25年:1500万円の不足)。Yは、平成24年12月、X製品には多数の品質上の問題があるとして本件供給契約を解約する旨をXに通知していた。

Xは、Yに対し、主位的に最低購入注文金額は損害賠償の予定を兼ねているとして違約金2418万4019円(前記不足額の合計)の支払、予備的に、債務不履行に基づく損害賠償として、逸失利益として1209万2009円(卸売価格の50%)を請求した。

本判決は、(1) の金額には別年度の発注分を含めて計算する合意があったとは認められず、(2)品質保証義務違反による解除の効力について、受取拒絶・交換等条項による処理が可能で、客観的に本件供給契約のYの目的を達せない程度に至っていたとは認められないとし、(3) は、90日間の催告を経れば契約期間満了前でも特段の理由なく解除できる旨の合意をしたとまでは認められないとして、Yの各反論を否定した。

そして、本判決は、違約金の合意の成立を否定し、予備的請求の元本を全額認め、遅延損害金の起算日を各年度の翌年1月1日との請求からXの各年度の請求書面の到達日の翌日へと一部認容した。

【知的財産】

(6) 知財高判平成27年10月6日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10064号 著作権確認等請求控訴・附帯控訴事件(原審 東京地方裁判所平成26年(ワ)第7527号)(一部認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/363/085363_hanrei.pdf

原告論文の著作者である原告が、被告Y2が単独又は指導教授である被告Y1と共同で執筆した被告ら共著論文等の中にそれぞれ原告論文の記述とほぼ同一の記述があり、これらが原告論文に係る原告の著作権(複製権又は翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権及び氏名表示権)を侵害する不法行為であり、また、学術論文を他人に盗用・剽窃されない利益を侵害する一般不法行為(民法709条)を構成し、被告Y1が勤める大学院を運営する被告学園は被告Y1の各不法行為について使用者責任(同法715条1項)を負うと主張して、被告Y2及び被告Y1に対しては、著作権侵害及び著作者人格権侵害の共同不法行為に基づき、被告学園に対しては、その使用者責任に基づき、慰謝料等の連帯支払を求め、また、被告Y2及びAの指導教授であった被告Y1に対しては学術論文を盗用・剽窃されない利益の侵害に係る一般不法行為に基づき、被告学園に対しては、その使用者責任に基づき、慰謝料等の支払を求めた事案で、原審は、原告の請求のうち、被告Y1及び被告Y2に対して連帯して22万円の支払を求める部分を認容し、その余の請求を棄却したところ、原告が敗訴部分すべてについて控訴した。

著作権法は、学術論文を、学術の範囲に属する言語の著作物として保護の対象とし(2条1項1号、10条1項1号)、これに関する盗用や剽窃は、複製権、翻案権や氏名表示権等に係る問題として処理することを想定している(21条、27

条,19条)と解されるから,原告の主張する利益は,著作権法が既に想定しているものといえ,別個に保護すべき法益とは認められず,法23条が規定する学問の自由及び大学の自治の観点からすれば,大学又は大学院における雇用契約上,被用者である教員の研究の内容やそれに基づく研究の成果として発表された論文の内容について,公表までの段階で,使用者は過度に関与すべきではなく,被告Y1が執筆に関与した被告ら各共著論文の公表につき,被告学園の使用責任を肯定することはできない,として,被告Y1及び被告Y2に対し,被告ら各共著論文に係る氏名表示権侵害の不法行為に基づいて,損害賠償請求のうち40万円の連帯支払について認容され,その他の部分は棄却した。

(7)知財高判平成27年10月8日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10097号 差止請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/370/085370_hanrei.pdf

インターネット上でショッピングモール「楽天市場」を運営する被控訴人に対し特許法100条1項に基づき被告製品の製造販売等の差止を請求した控訴人が,被告製品が本件発明の技術的範囲に属すると認めることはできないとして差止請求を棄却した原判決を不服として控訴を提起した事案であって,被控訴人が自ら販売しているということとはできないこと等から控訴人の差止請求は理由がないとして,控訴を棄却した事案。

(1)控訴人は,被控訴人に対し,特許法100条1項に基づき,被告製品の製造,販売及び輸出の差止を請求しているところ,同請求が認められるためには,被控訴人において被告製品の製造,販売及び輸出をしていること又はそのおそれがあることが立証されなければならない。しかしながら,被控訴人がインターネット上で運営するショッピングモールは,出店者が,被控訴人との間の契約に基づき,出店ページを開設するなどして出店者の物品の販売又は役務の提供を行うものであること,上記物品の売買又は役務の提供は,出店者と上記出店ページを閲覧した者,すなわち,顧客との間で行われ,出店者は,顧客に対し,取引の当事者は出店者と顧客であることを明確に表示する旨が上記ショッピングモールの利用規約に明記されていることが認められ,これらの事実によれば,たとえ被告製品が上記ショッピングモール上に紹介されていたとしても,直ちに被控訴人が自ら当該被告製品を販売しているということとはできない。

(2)控訴人は,被控訴人が共同不法行為責任を負うなどと主張する。それが,出店者の販売行為を教唆,幫助するものであるという趣旨であるとしても,以下のとおり,被控訴人に対して特許法100条1項に基づく販売の差止めを請求することはできない。

すなわち,特許法100条1項は,特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者(以下「特許権を侵害する者等」という。)に対し,その侵害の停止又は予防を請求することができる旨を規定しているところ,特許権を侵害する者等とは,自ら特許発明の実施(同法2条3項)若しくは同法101条所定の行為をした者又はそのおそれがある者を意味し,特許権侵害の教唆,幫助をした者は,これに含まれないと解するのが相当である。

そして,前記(1)によれば,被控訴人が本件発明を実施したとは認められず,特許法101条所定の行為をしたとも認められないし,そのおそれもないから,被控訴人に対する製造,販売及び輸出の差止請求が認められる余地はない。

(3)以上のとおり,控訴人の本件差止請求は,理由がない。

(8)知財高判平成27年10月22日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10024号 審決取消請求事件 実用新案権 行政訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/399/085399_hanrei.pdf

実用新案登録無効審判の請求人である原告が,「電子式低温加水分解装置」である本件考案の相違点4に係る構成を当業者がきわめて容易に考案し得たとはいえないとして審判請求を不成立とした審決の取消を求めた事案であって,相違点4に係る本件考案の構成とすることはきわめて容易であるとして,審決を取り消した事案。

本件考案は,「密閉容器中の空気を送風機で吸引して密閉容器の底に取り付けた多孔管から送り込める空気の循環装置」を備えていて,電子化された空気の密閉容器への吹き込みは,「その循環装置を介して」行われるのに対し,甲1考案は,そのような空気の循環装置は備えておらず,オゾンの供給がどのように行われるのかが不明な点で本件考案と相違する(相違点4)が,本件考案は,電子化された空気,すなわち,活性酸素に関して,「循環装置を介して」としか限定していないから,活性酸素が循環装置で循環される空気に含まれる態様の構成も含むものであり,そうであれば,相違点4に係る本件考案の構成とは,要するに,容器中の空気を容器の底に取り付けた多孔管から送り込むという空気の循環に係る構成をいうものである。

原告は,甲1考案の反応器に甲2考案の循環装置を採用することにより,相違点4に係る本件考案の構成とするとは,当業者がきわめて容易に想到し得た旨を主張する。

甲1の記載によれば,甲1考案で分解反応に用いる酸素は,有機性廃棄物と無機性廃棄物との混合物中の水分に溶解した形で供給されるものであるから,有機性廃棄物の効率的な分解のために,上記混合物中の水分に溶解した酸素の量が多い方が望ましいことは,当業者にとって明らかである。

一方,甲2考案は,密閉型の発酵槽を使用した発酵処理装置において,発酵槽の上下部に複数の開口を有する吸気

管及び送気管を配置し、循環路に送風機及び外気取り入れ口を設け、発酵槽内を空気循環による好気雰囲気中に保持する空気循環機構である。甲2考案の空気循環機構を用いた場合には、発酵槽の下部に配置された送気管から送出された空気が有機性廃棄物を通過するから、有機性廃棄物中の水分に空気中の酸素を溶解させる上で好都合であることは、当業者であれば容易に理解できることである。

そうすると、甲1考案において、分解反応を促進するために、有機性廃棄物と無機性廃棄物との混合物中の水分に溶解する酸素量を多くして、甲2考案の空気循環機構を採用して相違点4に係る本件考案の構成とすることは、きわめて容易であるといえる。以上のとおり、本件考案の相違点4に係る構成を当業者がきわめて容易に考案し得たとはいえないとした審決の判断には、誤りがある。

(9)東京地判平成25年4月26日 判例タイムズ1415号303頁

平成21年(ワ)第26989号 損害賠償等請求事件(一部認容,控訴(後控訴棄却,上告,上告受理申立,上告棄却))

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/304/083304_hanrei.pdf

人気アイドルグループのメンバーXらは、Xらや同グループの写真を無断で掲載した書籍(12冊)を出版、販売したYに対し、パブリシティ権侵害及び肖像権侵害に基づき損害賠償、同書籍の出版、販売の差止及びその廃棄を求めた。本判決は、同書籍はいずれもXらの写真を鑑賞の対象とすることを目的とするもので、YがXらの写真を掲載する行為はXらの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、専らXらの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、Xらのパブリシティ権を侵害するものであるとし不法行為法上違法となとしたが、肖像権侵害については、仮に同侵害があったとしても直ちにXらが主張する内容の損害を受けることにはならない等として判断をせず、Xらの損害については、Xらの写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭に相当する額であるとして、各書籍の本体価格の10%に発行部数を乗じた金額とし、パブリシティ権が人格権に由来する権利の一内容であることを理由に、出版、販売の差止及び廃棄も認めた。

【民事手続】

(10)高松高判平成26年5月23日 金法2027号52頁

平成24年(ネ)第550号 否認権行使請求控訴事件(原判決取消・請求認容)

株式会社Zは、造船等の事業を営んできたが、平成19年以降において船別に収支を整理すると、建造代金の収支はほとんどの船で大幅な赤字となっていた。Y銀行は、Z社のメインバンクであり、Z社と取引のある唯一の金融機関であった。Z社は、Y銀行にこのような実態をそのまま報告したのでは融資を打ち切られてしまうと考え、少なくとも平成19年4月頃から平成21年5月頃まで、赤字を隠すために、破産会社Z内部で使用する目的で作成した収支実績予想表から数字を一部修正した銀行提出用予想表をY銀行に提出することを繰り返し、その収支を粉飾していわばY銀行を欺罔することによりYからの融資を受け続けていた。Y銀行は、平成21年7月15日まではZ社の船別収支の実態が大幅な赤字であり、追加融資をすることなどできない状況にあることを認識するに至り、以降の追加融資は実行しない方針を内部的に固めていたところ、平成21年7月23日、Z社が訴外会社から受領した8億8219万0500円のうち8億7000万円について、Z社から弁済を受けた。本件は、その後Z社について開始された破産手続において破産管財人に選任されたXが、Y銀行に対し、Z社から受けた上記弁済を否認するとして当該弁済に係る金員の返還を求めた事案である。

本判決は、債務者が弁済期の到来している債務を現在支払っている場合であっても、少なくとも債務者が無理算段をしているような場合、すなわち全く返済の見込みの立たない借入れや商品の投売り等によって資金を調達して延命を図っているような状態にある場合には、いわば糊塗された支払能力に基づいて一時的に支払をしたにすぎないのであるから、客観的に見れば債務者において支払能力を欠くというべきであり、それがために弁済期にある債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあるのであれば、支払不能と認めるのが相当であるとして、本件認定事実によればZ社は上記弁済の時点で支払不能になっていたものと認められると判断した。そして、Y銀行としても、平成21年7月15日までにZ社がY銀行を欺罔して融資を受けるなどの無理算段をして支払をしていたことを知っていた上、Z社がY銀行以外の者に対しても多額の債務を負担しており、その弁済期が既に到来していること、Z社はその債務について分割払いを求めると和解交渉をしていたが、これが不調に終わったことをいずれも知っていたのであるから、Y銀行は、上記弁済がされた時点でZ社が支払不能にあることを知っていたものと認められると判断した。

(11)東京地判平成27年4月28日 判例時報2264号59頁

平成26年(ワ)第5011号 損害賠償請求事件(却下(確定))

原告が「被告が中華人民共和国内において製造・販売している被告製品は、原告の製造方法に関する特許を侵害する方法により製造されているから、日本の商社Aが被告製品を日本国内に輸入し販売する行為は、原告の特許権を侵害するものであり、被告がAに対し被告製品を販売する行為は、Aを通じて日本国内で被告製品を販売することを目的としており、Aによる特許権侵害行為と共同不法行為の関係にある」旨主張して、被告に対し、損害賠償を求め

た事案において、裁判所が、民事訴訟法3条の3第8号にいう「不法行為があった地が日本国内にある」として国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が日本国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる(最二判平成13・6・8民集55・4・727, 最一判平成26・4・24民集68・4・329参照)としたうえで、原告が共同不法行為を主張する場合には、原則として、上記行為として、被告を含む共同不法行為者らの行為の関連共同性を基礎付ける客観的事実関係、又は被告がした教唆ないし幫助行為についての客観的事実関係を証明する必要があると解すべきであると判示し、被告とAとの関係は一般的な製造業者と商社との間の国際商取引の範囲を超えるものではなく、関連共同性を基礎付けるものとはいえず、教唆ないし幫助行為を認めることもできず、その他我が国の国際裁判管轄を認めるべき特段の事情もうかがわれない、と判示して管轄を認めず、却下した事例。

【刑事法】

(12) 東京高決平成26年9月2日 判例時報2264号127頁

平成26年(ク)第417号 傷害保護事件の保護処分決定に対する抗告事件(抗告棄却(確定))

少年が、被害者に全治約4ヶ月間を要する右寛骨臼骨折等の傷害を負わせた傷害保護事件において、原審が少年を一般短期処遇勧告付の保護観察処分に付したが、少年側が処分不当を理由に抗告を申し立てたところ、抗告審では、職権で非行事実について検討が加えられ、少年の行為には過剰防衛が成立するとして、これを認めなかった原決定には事実誤認があるとされたが、非行の態様・結果や少年の要保護性等に照らすと、この事実誤認が一般短期処遇勧告を付して少年を保護観察処分に付した原決定に影響を及ぼすものではないとされ、抗告が棄却された事例。

(13) 鹿児島地判平成27年5月15日 判例時報2263号189頁

平成18年(ワ)772号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

本件は、平成15年統一地方選挙鹿児島県議会議員選挙に関し、公職選挙法違反の罪で候補者1名及びその妻並びに11名の選挙人が起訴され無罪判決ないし控訴棄却決定を受けた刑事事件に関連して、被疑者として取調べを受け不起訴となった7名が捜査に違法があったとして鹿児島県に対し国家賠償請求をした事案である。なお、7名のうち1名(X1)は買収会合での現金供与の被疑事実で逮捕勾留され、その余の6名は在宅での捜査であった。

本判決は、強制捜査のみならず、任意捜査についても職務行為基準説(刑事事件の無罪が確定しただけで直ちに捜査機関による捜査活動が国家賠償法上違法とされるわけではなく、捜査活動はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限り適法である)及び合理的理由欠如説(警察官の判断が捜査活動において国家賠償法上違法というためには、その判断時において、捜査により現に収集した証拠資料及び収集し得た証拠資料を総合勘案して一般的な警察官を前提として通常考えられる警察官の個人差を考慮に入れても裁量権を逸脱し経験則論理則に照らして到底合理性を肯定することができない程度に達していることが必要である)に立つことを明らかにした上で、県警の捜査幹部の誤った筋読み及び捜査官同士の情報交換を禁じる箝口令に従い、取調官が違法な手段を用いて被疑者の虚偽の自白内容を一致させる状態を作り出し、それらの自白に基づきX1に対し身柄拘束を行った違法があり、X2に対する警察署の取調室での任意取調べについては大声で怒鳴りながら机をたたくという有形力の行使、侮辱的発言など社会通念上許容することができる範囲を超えているものと評価するのが相当で違法であるとし、X3に対する交番での任意取調べについては取調官の指定通りの文言を大声でX3に叫ばせるなど屈辱を与え人格を傷つけるものであり社会通念上許されないものであり違法であると認定し、X1については、被疑者補償規定による補償金とは別に慰謝料100万円、弁護士費用15万円、X2及びX3については慰謝料各30万円、弁護士費用各4万5000円を認め、その余の原告については捜査に違法があったと認めることができないとして請求を棄却した。

【公法】

(14) 最一判平成27年10月8日判決 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第167号 納税告知処分等取消請求事件(破棄, 差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/364/085364_hanrei.pdf

権利能力のない社団の理事長及び専務理事の地位にあった者が当該社団からの借入金債務の免除を受けることにより得た利益が所得税法28条1項にいう賞又は賞与の性質を有する給与に当たるとされた事例。

原判決は、「本件債務免除の主たる理由はA(上記「地位にあった者」)の資力の喪失により弁済が著しく困難であることが明らかになったためであると認めるのが相当であり、Aが被上告人(上記「社団」)の役員であったことが理由であったと認めることはできない」との認定の下で役員役務の対価性を否定したが、最高裁は、「本件債務免除利益は、Aが自己の計算又は危険において独立して行った業務等により生じたものではなく、同人が被上告人に対し雇約に類する原因に基づき提供した役務の対価として、被上告人から功勞への報償等の観点をも考慮して臨時的

に付与された給付とみるのが相当である」として同事由を肯定した。

(15)東京地判平成26年7月8日 判例タイムズ1415号283頁

平成24年(ワ)第17988号 相続回復請求事件(請求棄却,控訴(後控訴棄却,上告,上告受理申立,上告取下,上告不受理)

Aは,相続について,不動産を妻Yに,金融資産は換価・換金のうえ先妻との間の子Xに10分の6,Yに10分の4を相続させる旨の公正証書遺言をした。相続税の申告後,財産目録に計上されていなかったバンク・オブ・ハワイのA・Y名義の預金3895万円余などを遺産に追加する旨の修正申告をしたところ,XはYに対し同預金の10分の6である約2337万円の支払いを求めた。同預金はハワイ州法(統一遺産管理法典)上はジョイント・アカウントであり,共同名義人の死亡により当然に生存名義人(Y)に移転し,遺産管理の対象とならない財産とされているところ,本判決は,相続についての準拠法は法の適用に関する通則法36条により日本法であるが,相続財産の権利の属性については,法律行為の成立及び効力の問題として同法7条によりハワイ州法が適用されるとし,同法によれば同預金は生存名義人(Y)に移転する以外に権利移転可能性はなく相続財産とはならない等とし,Xの請求を棄却した(なお,税法上はみなし相続財産として同預金が相続税の課税対象となったとしても,これをもって私法上相続財産となるとは限らない)。

【社会法】

(16)最一判平成27年3月5日 判例時報2265号120頁

平成25年(受)第1344号 損害賠償,地位確認等請求事件(破棄自判)

従業員であるX(被上告人)が,退職勧奨及び自宅待機命令を受けた後に解雇(整理解雇)されたことから,Y社(上告人)に対して,上記解雇が違法無効であると主張して,労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求めると共に,Y社が違法な退職勧奨等をしてXに業績連動型の報酬(IPC報酬)を支給しなかったことが不法行為又は債務不履行を構成するとして,平成20年・21年度分のIPC報酬相当額の損害賠償を求め,また,これと選択的に,労働契約に基づく賃金として上記各年度分のIPC報酬の支払を求めた事案である。原審は,Y社のXに対する整理解雇は無効であるとして,Xの地位確認請求を認容すべきものとする一方で,IPC報酬については解雇前の事業年度である平成20年度分のIPC報酬の一部を認容すべきとした。これに対し,本判決は(整理解雇の効力に係る論旨については,上告受理の対象から排除された排除された),Xの平成20年度分のIPC報酬については,会社及び従業員個人の業績等の諸要素を勘案してY社の裁量により支給の有無及びその金額が決定されるものと解されるから,その支給を求め得る具体的な請求権が発生しているとはいえず,XはY社に対しこれを賃金の一部として請求することはできないとして,XのY社に対する請求を棄却すべきものとした。

(17)東京地判平成27年9月30日 裁判所HP

平成26年(ワ)第24118号 不正競争防止法損害賠償請求事件(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/362/085362_hanrei.pdf

業務用通信カラオケ機器の製造,販売を行う原告が,原告の製造する通信カラオケ機器には,原告と契約を締結せずに楽曲サービス等を利用されることを回避するための機能が搭載されているところ,被告らが被告ナラシノ音響有限会社(被告会社)の顧客が原告に利用料を支払うことなく利用できるカラオケ機器を販売することを企図した上,被告会社の代表者である被告A及び従業員であった被告Bが,被告Cから提供を受けた部品を用いて,上記機能を回避できるよう原告の通信カラオケ機器を改造し,同機器を販売したことが,不正競争防止法2条1項11号の不正競争に該当すると主張して,被告らに対し,不正競争の共同不法行為による損害賠償金1355万2000円の連帯支払を求めた事案。

被告会社は,被告機器を73台販売し,1台あたり6万5000円の利益を得ていたということが出来るから,本件販売行為とその前提となる本件改造行為により,474万5000円の利益を得たものと認められ,同額は,不競法5条2項の規定により,原告が受けた損害の額と推定される,として,弁護士費用を含めた損害賠償金521万9500円の支払を認容した。

【その他】

(18)東京地判平成25年6月10日 判例タイムズ1415号298頁

平成25年(レ)第116号 貸金請求控訴事件(取消,自判,確定)

Yは,司法書士Aに債務整理を委任し,Aは平成18年8月11日,貸金業者Xに対し受任通知を送付した。Aは同20年11月13日,Xに対し民事再生手続開始申立予定であるが,申立時期は未定であることを連絡し,その前後にXからの複数回に渡る進捗状況の問い合わせに対し対応しないことが度々あった。Xが平成24年4月7日,Yに対し貸金返還請求訴訟を提起したところ,訴訟代理人を受任したAは同年5月6日の口頭弁論期日において消滅時効を援用する意思表示をしたた

め、Xは信義則違反を主張し、原審は同主張を認めた。Yが控訴したところ、本判決は、AX間のやり取りからすれば、Xが消滅時効中断のために訴訟提起をしても不法行為を構成することはなかった、上記申立が予想される場合であっても、消滅時効の完成が間際に至ってもなお訴訟提起を抑えることが貸金業者として通常に対応であったとまでは認め難い、Xは平成23年2月25日にAに連絡するよう求める書面を送付した後、消滅時効完成後まで何ら交渉しておらず、消滅時効期間経過の原因はAの言動のみであったとはいえない、Aは上記申立を準備中と告げるにとどまりXの訴訟提起を牽制していたような事情は認められないし、受任通知送付当初から消滅時効により債務を免れる意図で対応していたとは認められない等とし、信義則違反とまではいえないとして原判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

【紹介済判例】

最大判平成27年3月4日 判例時報2264号46頁
平成24年(受)第1478号 損害賠償請求事件(上告棄却)
法務速報167号33番で紹介済

最一判平成27年3月5日 判例時報2264号33頁
平成25年(受)第1436号 損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報167号29番で紹介済

最一判平成27年3月5日 判例タイムズ1415号73頁
平成25年(受)第1436号 損害賠償請求事件(破棄自判)
判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/912/084912_hanrei.pdf
法務速報167号29番で紹介済

最一決平成27年3月26日 金法2026号76頁
平成26年(許)第39号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/016/085016_hanrei.pdf
法務速報168号7番で紹介済

最二決平成27年4月8日 判例時報2265号127頁
平成25年(あ)第1676号 詐欺、証券取引法違反、金融商品取引法違反被告事件(上告棄却)
法務速報168号15番で紹介済

最二決平成27年4月8日 判例タイムズ1415号83頁
平成25年(あ)第1676号詐欺、証券取引法違反、金融商品取引法違反被告事件(上告棄却)
判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/033/085033_hanrei.pdf
法務速報168号15番で紹介済

最二判平成27年4月8日 金法2027号48頁
平成25年(あ)第1676号 詐欺、証券取引法違反、金融商品取引法違反被告事件(上告棄却)
判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/033/085033_hanrei.pdf
法務速報168号15番で紹介済

最一判平成27年4月9日 判例タイムズ1415号69頁
平成24年(受)第1948号 損害賠償請求事件(破棄自判)
判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/032/085032_hanrei.pdf
法務速報168号1番で紹介済

最二判平成27年5月25日 判例時報2265号123頁
平成25年(あ)第729号 殺人、殺人未遂、現住建造物等放火被告事件(上告棄却)
法務速報170号19番で紹介済

最二判平成27年5月25日 判例タイムズ1415号77頁
平成25年(あ)第729号 殺人、殺人未遂、現住建造物等放火被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/113/085113_hanrei.pdf

法務速報170号19番で紹介済

最二判平成27年6月1日 判例タイムズ1415号63頁

平成26年(受)第1817号不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/133/085133_hanrei.pdf

法務速報170号1番で紹介済

2. 平成27年(2015年)10月26日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

岩島秀樹/青木清美 編著 日本加除出版 480頁 5,724円

建築瑕疵の法律と実務

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 243頁 3,240円

弁護士専門研修講座 住宅瑕疵紛争の知識と実務

村上正子/安西明子/上原裕之/内田義厚 著 弘文堂 228頁 3,996円

手続からみた子の引渡し・面会交流

満田忠彦/小坏眞史 編 青林書院 362頁 4,428円

遺言 モデル文例と実務解説

浅野 洋 編 新日本法規 310頁 3,996円

事業承継相談対応マニュアル

4.10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

加藤公司/伊藤憲二/内田清人/石井崇/藪内俊輔 編 青林書院 368頁 4,536円
景品表示法の法律相談

文化庁 編著 公益社団法人著作権情報センター(CRIC) 324頁 2,376円
著作権法入門2015-2016

第二東京弁護士会 情報公開・個人情報保護委員会 編集 324頁 3,672円
Q&A改正個人情報保護法 パーソナルデータ保護法制の最前線

藤原宇基/早川祐司 著 税務研究会出版局 232頁 1,944円
174のQ&Aでみるマイナンバー制度の実務対応

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 319頁 3,996円
弁護士専門研修講座 高齢者をめぐる法律問題

原 秋彦 著 商事法務 200頁 2,808円
法律実務家が知っておきたい作法

5. 発刊書籍<解説>

「弁護士専門研修講座 住宅瑕疵紛争の知識と実務」

関係法令や最近の紛争の傾向などを解説しつつ、建物の瑕疵についての概念、設計から工事完了への流れ、雨漏り、漏水、結露、ひび割れ、傾斜などについての専門的な知識や裁判例などが解説されている。具体的な事例について解説されているため、住宅紛争を扱う際に、参考になるとと思われる。

「弁護士専門研修講座 高齢者をめぐる法律問題」

高齢者をめぐる法律問題として、後見人などが気をつけたいポイント、交通事故、住宅問題、高齢者の法律行為について意思・判断能力の有無を判断するポイント、任意後見制度、法定後見をめぐる一連の実務の流れなどがわかりやすく解説されている。高齢者が当事者となる案件の対応に、参考になるとと思われる。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。